

## 平成 30 年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について（概要）

令和元年 6 月 25 日

## 教育の支援

幼児教育・保育及び高等教育の無償化を一気に加速

- ・令和元年 10 月から 3～5 歳までの子供及び 0～2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するための「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」及び住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料及び入学金の減免制度の創設及び独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充を行うための「大学等における修学の支援に関する法律案」を第 198 回国会に提出。（両法案ともに令和元年 5 月 10 日に可決成立、同月 17 日公布）

「子どもの学習・生活支援事業」を強化

- ・改正生活困窮者自立支援法において、これまでの「子どもの学習支援事業」に学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行うこととした。

## 生活の支援

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」提出

- ・体罰禁止の法定化、躊躇なく一時保護に踏み切れるよう、一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV 対策との連携強化。（令和元年 6 月 19 日に可決成立）

「被保護者健康管理支援事業」創設

- ・生活保護法を改正し、データに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防を行う事業。

## 保護者に対する就労支援

「高等職業訓練促進給付金事業」拡充

- ・准看護師資格取得後、引き続き正看護師資格取得を目指し、修学を行う者に対しても支給可能とするよう制度変更。

## 経済的支援

児童扶養手当の見直し

- ・利便性の向上及び家計の安定を図るため、支払回数を年 3 回から年 6 回へ
- ・全部支給所得制限限度額を 130 万円から 160 万円に引上げ

生活保護世帯の子供の進学支援

- ・大学等へ進学する生活保護世帯の子供に対し
  - 進学準備のための一時金（進学準備給付金）を支給
  - 大学就学中に住宅扶助を減額しない措置を実施
- ・高等学校等の入学考査料の支給回数を原則 2 回までに増加。やむを得ない理由がある場合には必要最小限度の回数の給付を認めた。

## 施策の推進体制

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の推進

- ・「地域子供の未来応援交付金」の当初予算化



# 平成30年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

## I 子供の貧困の状況

指標	大綱掲載時	直近値	全世帯の数値(直近値)	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	①全体	90.8%	93.7%	99.0%
	全日制	67.6%	67.2%	91.2%
	定時制	11.5%	10.5%	1.8%
	通信制	5.1%	7.3%	2.5%
	中等教育学校後期課程	0.1%	0.1%	0.5%
	特別支援学校高等部	4.9%	7.1%	1.9%
	高等専門学校	0.7%	0.4%	0.9%
	専修学校高等課程	0.9%	0.9%	0.2%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)  
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出

②生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%	4.1%	1.3%
------------------------	------	------	------

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)  
 ※全世帯:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成29年度)

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	③全体	32.9%	36.0%	72.9%
	大学等	19.2%	19.9%	52.0%
	専修学校等	13.7%	16.1%	20.9%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)  
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出

生活保護世帯に属する子供の就職率	④中学卒業後の進路(就職率)	2.5%	1.5%	0.2%
	⑤高等学校等卒業後の進路(就職率)	46.1%	46.6%	18.2%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成30年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)  
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出

児童養護施設の子供の進学率及び就職率	⑥中学卒業後の進学率	96.6% (高等学校等94.8%、 専修学校等1.8%)	95.8% (高等学校等94.1%、 専修学校等1.7%)	99.0% (高等学校等97.9%、 専修学校等1.1%)
	⑦中学卒業後の就職率	2.1%	2.4%	0.2%
	⑧高等学校卒業後の進学率	22.6% (大学等12.3%、 専修学校等10.3%)	30.8% (大学等16.1%、 専修学校等14.8%)	72.9% (大学等52.0%、 専修学校等20.9%)
	⑨高等学校卒業後の就職率	69.8%	62.5%	18.2%

※直近値:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ(平成30年5月1日現在)/大綱掲載時:厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成26年5月1日)  
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出。[生活保護世帯と比較する際の全世帯の数値の再掲。]

⑩ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	72.3%	73.4%	58.4%
-------------------------	-------	-------	-------

※直近値:平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計)/大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)  
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)、厚生労働省「平成30年度保育所開園状況取りまとめ」、総務省「人口推計年報」(平成30年10月)を基に推計。

指標	大綱掲載時	直近値	全世帯の数値(直近値)	
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	⑪中学卒業後の進路(進学率)	93.9% (高等学校92.8%、 高等専門学校1.1%)	96.3% (高等学校93.9%、 高等専門学校2.0%)	99.0% (高等学校等97.9%、 専修学校等1.1%)
	⑫中学卒業後の進路(就職率)	0.8%	1.7%	0.2%
	⑬高等学校卒業後の進路(進学率)	41.6% (大学等23.9%、 専修学校等17.8%)	58.5% (大学等41.9%、 専修学校等16.7%)	72.9% (大学等52.0%、 専修学校等20.9%)
	⑭高等学校卒業後の進路(就職率)	33.0%	24.8%	18.2%

※直近値:平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計)/大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)  
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出。[生活保護世帯と比較する際の全世帯の数値の再掲。]

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	⑮スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人	2041人	
	⑯スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	37.6%	66.0%	
	⑰スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	82.4%	89.6%	

※直近値:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成29年度実績)/大綱掲載時:同調べ(平成24年度実績(スクールソーシャルワーカーについては平成25年度実績))

就学援助制度に関する周知状況	⑱毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	61.9%	77.9%	
	⑲入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	61.0%	75.4%	

※直近値:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ(平成29年度)/大綱掲載時:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成25年度)

日本学生支援機構の奨学金のうち貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)	⑳無利子予約採用段階	40.0%	100.0%	
	㉑無利子在学採用段階	100.0%	100.0%	
	㉒有利子予約採用段階	100.0%	100.0%	
	㉓有利子在学採用段階	100.0%	100.0%	

※直近値:独立行政法人日本学生支援機構調べ(平成30年度実績)/大綱掲載時(同調べ(平成25年度実績))

ひとり親家庭の親の就業率	㉔母子家庭の就業率	80.6% (正規の職員・従業員:39.4%、 パート・アルバイト等:47.4%)	81.8% (正規の職員・従業員:44.2%、 パート・アルバイト等:43.8%)	69.6%
	㉕父子家庭の就業率	91.3% (正規の職員・従業員:67.2%、 パート・アルバイト等:8.0%)	85.4% (正規の職員・従業員:68.2%、 パート・アルバイト等:6.4%)	83.9%

※直近値:平成28年度全国ひとり親世帯等調査(特別集計)/大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)  
 ※全世帯:総務省「労働力調査(基本集計)」(平成30年)より男女別

㉖子供の貧困率	16.3%	13.9%	15.7%
---------	-------	-------	-------

※直近値及び全世帯:平成28年度国民生活基礎調査/大綱掲載時:平成25年度国民生活基礎調査

㉗子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	50.8%	15.7%
------------------------	-------	-------	-------

※直近値及び全世帯:平成28年度国民生活基礎調査/大綱掲載時:平成25年度国民生活基礎調査

## Ⅱ 子供の貧困対策の実施状況

### 1. 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(学校教育による学力保障)</b>				
家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。	各都道府県の申請を踏まえ、家庭環境などによる教育格差の解消に向けた教職員定数の加配措置を実施した。 (平成29年度予算:200人)	各都道府県の申請を踏まえ、家庭環境などによる教育格差の解消に向けた教職員定数の加配措置を実施した。 (平成30年度予算:250人)	義務教育費国庫負担金: 1,522,781百万円の内数	—
その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。	学力や学校運営等に課題を抱えつつも事務局体制が十分でない町村教育委員会について、文部科学省の職員を当該町村教育委員会のアドバイザーとして選任し、支援を行った。	学力や学校運営等に課題を抱えつつも事務局体制が十分でない町村教育委員会について、文部科学省の職員を当該町村教育委員会のアドバイザーとして選任し、支援を行った。	—	—
また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進を図るため、各自治体における研修の平成29年度の実施状況を調査した。(平成31年3月公表) また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教職員支援機構が実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。 加えて、平成29年11月に教育職員免許法施行規則を改正し、平成31年4月以降の入学生から、貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援について、教員養成課程において必ず修得することとした。 さらに、引き続き平成30年度の免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、子供の貧困問題に関する講習開設の検討を依頼した。	引き続き、各自治体における研修の平成30年度の実施状況を調査する予定。 また、引き続き子供の貧困対策についての周知活動として、左記取組を実施した。 さらに、引き続き平成31年度の免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、子供の貧困問題に関する講習開設の検討を依頼した。	—	—
<b>(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)</b>				
児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。	スクールソーシャルワーカー活用事業により、福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを行うスクールソーシャルワーカーの配置拡充による教育相談体制の充実を図った。  (平成29年度予算) ・スクールソーシャルワーカーの配置:平成28年度1.7倍増の5,047人 ・子供の貧困対策が求められる地域について、配置日数を増やす仕組みを継続	引き続き、スクールソーシャルワーカーの配置拡充による教育相談体制の充実を図った。  (平成30年度予算) ・スクールソーシャルワーカーの配置:平成29年度1.5倍増の7,547人 ・子供の貧困対策が求められる地域について、配置日数を増やす仕組みを継続	スクールソーシャルワーカー活用事業:1,484百万円	—
また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。	スクールカウンセラー等活用事業により、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒に対してカウンセリング等を実施するスクールカウンセラー等の配置拡充による教育相談体制の充実を図った。また、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを継続した。  スクールカウンセラーの配置:予算上26,000校	引き続き、スクールカウンセラーの配置拡充による教育相談体制の充実を図った。 また、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを継続した。  スクールカウンセラーの配置:予算上26,700校	スクールカウンセラー等活用事業:4,569百万円	—
さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。	保護者の子育てについての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応や訪問型家庭教育支援、保護者への学習機会の提供、親子参加行事の開催などの家庭教育を支援する活動を実施した。 (家庭教育支援講座実施か所数:5,098か所、家庭教育支援チーム数:575チーム、訪問型家庭教育支援実施か所数:6府県)	引き続き、左記取組を実施した。 (家庭教育支援講座実施か所数:5,291か所、家庭教育支援チーム数:639チーム、訪問型家庭教育支援実施か所数:6府県)	地域における家庭教育支援基盤構築事業:73百万円  教育と福祉の連携による家庭教育支援事業:20百万円(「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施)	—

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(地域による学習支援)</b>				
<p>放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。</p>	<p>地域の方々の参画を得て、地域住民との体験活動や学習などの機会を提供する放課後子供教室を実施した。 (実施か所数:17,615教室)</p> <p>経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生・高校生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を実施した。 (実施か所数:地域未来塾 2,813か所、地域学校協働本部 5,168本部)</p> <p>民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材等の参画により、特色・魅力ある教育プログラムを企画・実施する市町村・学校等の取組を支援した。 (実施か所数:12,423校)</p> <p>教育委員会、学校を中心に関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究を行うため、「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施した。</p> <p>平成29年4月1日時点で3,600校の公立学校がコミュニティ・スクールの仕組みを導入している。 平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正により学校運営協議会設置が教育委員会の努力義務となったことなどを踏まえ、コミュニティ・スクール導入促進のため、運営の充実や未導入地域での体制づくりへの支援等により一層の拡大・充実を図った。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施した。 (実施か所数:18,749教室)</p> <p>引き続き、左記の取組を実施した。 (実施か所数:地域未来塾 2,995か所、地域学校協働本部 6,190本部)</p> <p>引き続き左記取組を実施した。 (実施か所数:12,335校)</p> <p>引き続き、教育委員会、学校を中心に関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究を行うため、「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施した。</p> <p>平成30年4月1日時点で5,432校の公立学校がコミュニティ・スクールの仕組みを導入している。 引き続き、左記取組を実施した。</p>	<p>地域学校協働活動推進事業: 6,012百万円の内数</p> <p>地域学校協働活動推進事業: 6,012百万円の内数</p> <p>【地域未来塾】 387百万円</p> <p>地域学校協働活動推進事業: 6,012百万円の内数</p> <p>いじめ対策・不登校支援等総合推進事業:6,885百万円の内数</p> <p>コミュニティ・スクール推進体制構築事業:98百万円</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>
<b>(高等学校等における就学継続のための支援)</b>				
<p>高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。</p> <p>また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。</p> <p>高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。</p>	<p>前年度に引き続き、学習や学生生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、中退防止等を目的とし、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や大学生など、多様な地域人材を高等学校等に配置した。 (平成29年度予算:11,100人以内)</p> <p>また、引き続き、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する等のため、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」を実施した。</p> <p>全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握を行い、これを踏まえて、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方を示した通知(※)を发出了。 ※「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」(平成30年3月29日29初児生第1791号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び健康教育・食育課長連名通知)</p> <p>地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について、各都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事部局に対して、支援内容等についての詳細な情報提供や関係機関との定期的な会議の開催など、具体的な支援を依頼した。</p> <p>高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合への支援については、各都道府県が実施する事業に対して必要な補助を実施した。</p>	<p>引き続き、退職教員や大学生など、多様な地域人材を高等学校等に配置した。 (平成30年度予算:7,700人以内)</p> <p>課題を抱える生徒の多い高等学校における指導方法等の確立・普及に向けて、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」の成果を踏まえ、これを更に発展させるため、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」を実施した。</p> <p>平成30年3月に发出了した、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方を示した通知(※)の周知徹底を図った。 ※「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」(平成30年3月29日29初児生第1791号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び健康教育・食育課長連名通知)</p> <p>引き続き、左記取組を実施した。</p> <p>引き続き、左記取組を実施した。</p>	<p>補習等のための指導員等派遣事業: 3,073百万円の内数</p> <p>高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業:74百万円</p> <p>—</p> <p>高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援): 133百万円</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。	平成30年1月にシンポジウムを開催し、学校と地域社会・産業界等が連携した優れた事例について表彰を行った。 また、教員のキャリア教育の理解を深める参考資料として「高校生の頃にしてほしかったキャリア教育って何？」(パンフレット)を教員向けの会議等で配布し、周知を図った。	平成31年1月にシンポジウムを開催し、学校と地域社会・産業界等が連携した優れた事例について表彰を行った。 また、新学習指導要領を踏まえ、キャリア教育に関わる活動について、児童生徒自らが学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」の例示資料(教師用・児童生徒用)を平成31年3月に全ての都道府県教育委員会等に周知した。	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実:27百万円 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業:8百万円	—
高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。	大学・研究機関・企業等と連携した最先端の研究指導や実践的な技術指導を行うなど、先進的な卓越した取組を行う専門高校を支援するスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業については、新たに10校を指定し、指定校は全国で32校となった。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業については、新たに8校を指定し、指定校は全国で31校となった。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール:149百万円の内数	—

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。	平成29年度予算においては、市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化するとともに、年収360万円未満相当世帯の保育料負担軽減として、ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の更なる拡充等を実施した。  平成29年度幼稚園就園奨励費補助金においては、保護者の所得状況に応じた負担軽減を図るため、市町村民税非課税世帯第2子の無償化及び低所得世帯の保護者負担の軽減を行った。また、低所得のひとり親世帯等に対しては、市町村民税非課税世帯については第1子から無償、市町村民税所得割課税世帯については第1子は年額36,000円の保護者負担、第2子以降は無償となるよう特例措置を実施している。補助限度額は以下の通り。  (平成29年度補助単価)(※) [私立](4階層区分) Ⅰ 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) Ⅱ 市町村民税非課税世帯(年収約270万円未満相当)・・・272,000円 Ⅱ' " ひとり親世帯等・・・308,000円(保護者負担を無償) Ⅲ 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯(年収約360万円未満相当)・・・139,200円 Ⅲ' " ひとり親世帯等・・・272,000円 Ⅳ 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯(年収約680万円未満相当)・・・62,200円 (※)いずれも第1子の額	これまで段階的に進めてきた取組を一気に加速し、令和元年10月から3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとしている。このための「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」を第198回国会に提出した。  平成30年度幼稚園就園奨励費補助金においては、年収約360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下)の第1子の保育料を月額14,100円から月額10,100円に、第2子の保育料を月額7,050円から月額5,050円とした。補助限度額は以下の通り。  (平成30年度補助単価)(※) [私立](4階層区分) Ⅰ 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) Ⅱ 市町村民税非課税世帯(年収約270万円未満相当)・・・272,000円 Ⅱ' " ひとり親世帯等・・・308,000円(保護者負担を無償) Ⅲ 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯(年収約360万円未満相当)・・・187,200円 Ⅲ' " ひとり親世帯等・・・272,000円 Ⅳ 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯(年収約680万円未満相当)・・・62,200円 (※)いずれも第1子の額	子どものための教育・保育給付交付金:897,724百万円の内数  幼稚園就園奨励費補助金:15,012百万円	子どものための教育・保育給付交付金:7,818百万円の内数  —
また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。	新しい幼稚園教育要領が平成29年3月31日に告示され、平成30年度の全面実施に向け、新教育要領の趣旨や内容の周知徹底を図った。 これとともに「幼児教育の質向上プラン」として「幼児教育の推進体制構築事業」、「幼稚園の人材確保支援事業」、「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」を行い、自治体における幼児教育の推進体制の在り方、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保のための有効な方法の検証、幼稚園等における教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実方策等に関する委託調査研究を実施した。	平成29年3月31日に告示された新しい幼稚園教育要領が平成30年4月1日より実施され、新教育要領の趣旨や内容の理解推進を図った。 これとともに「幼児教育の質向上推進プラン」として「幼児教育の推進体制構築事業」、「幼稚園の人材確保支援事業」、「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」を行い、自治体における幼児教育の推進体制の在り方、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保のための有効な方法の検証、幼稚園等における教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実方策等に関する委託調査研究を引き続き実施した。	幼児教育の質向上推進プラン:246百万円	—
さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。	障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修や、キャリアアップ研修における「障害児保育」、「保護者支援・子育て支援」という分野の研修など、子供の貧困への気づきといった保育の質の向上のための研修の実施に必要な費用の一部を補助した。 また、引き続き地域の子育て家庭に向けた取組を実施するための費用を公定価格における主任保育士専任加算等に盛り込んだ。  保護者の子育てについての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応や訪問型家庭教育支援、保護者への学習機会の提供、親子参加行事の開催などの家庭教育を支援する活動を実施した。(再掲) (家庭教育支援講座実施か所数:5,098か所、家庭教育支援チーム数:575チーム、訪問型家庭教育支援実施か所数:6府県)	引き続き、左記の取組を実施した。  引き続き、左記取組を実施した。(再掲) (家庭教育支援講座実施か所数:5,291か所、家庭教育支援チーム数:639チーム、訪問型家庭教育支援実施か所数:6府県)	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業:3,018百万円の内数(厚生労働省予算)  子どものための教育・保育給付費負担金:787,949百万円の内数	—
			地域における家庭教育支援基盤構築事業:73百万円  教育と福祉の連携による家庭教育支援事業:20百万円(「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施)	—

(3) 就学支援の充実

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(義務教育段階の就学支援の充実)</b>				
<p>義務教育に関しては、学校教育法第19条に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。</p>	<p>就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、平成29年度より要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等の予算単価を約2倍に増額した。 また、入学する年度の開始前に支給した新入学学用品費等を国庫補助対象にできるよう、要保護児童生徒援助費補助金の要綱を改正し、必要な援助が適切な時期に実施できるよう改善を行い、その実施状況を含む、就学援助の実施状況等を調査した(入学前支給については平成29年12月公表、その他については平成31年3月に公表)。 さらに、「就学援助ポータルサイト」において、平成28年度に実施した調査の集計結果等を公表するとともに、通知や会議等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。</p>	<p>前年度に引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施を含む、就学援助の実施状況等を調査した(入学前支給については平成30年12月公表、その他については令和元年度中に公表予定)。 さらに、「就学援助ポータルサイト」において、平成29年度に実施した調査の集計結果等を公表するとともに、通知や会議等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。</p>	<p>要保護児童生徒に対する就学援助：647百万円</p>	<p>—</p>
<p>さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。</p>	<p>「経済的支援」について →上欄の再掲</p> <p>「家庭における学習支援等の推進」 →1(1)(地域による学習支援)の再掲</p> <p>「研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進」 →子供の貧困問題に関する教職員の理解増進を図るため、各自自治体における研修の平成29年度の実施状況を調査した(平成31年3月に公表)。 また、引き続き文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教職員支援機構が実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。</p> <p>「支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実」 →1(1)(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲</p>	<p>「経済的支援」について →上欄の再掲</p> <p>「家庭における学習支援等の推進」 →1(1)(地域による学習支援)の再掲</p> <p>「研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進」 →左記研修の平成30年度の実施状況を調査した(令和元年度中に公表予定)。 また、引き続き文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教職員支援機構が実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。</p> <p>「支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実」 →1(1)(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲</p>	<p>要保護児童生徒に対する就学援助 →上欄の再掲</p> <p>【地域未来塾】 387百万円</p> <p>スクールソーシャルワーカー活用事業：1,484百万円</p>	<p>—</p>
<b>(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)</b>				
<p>全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。</p>	<p>高等学校等就学支援金制度等については、着実に実施されるよう努めた。</p> <p>高校生等奨学給付金については、着実に事業を実施するとともに、非課税世帯における給付額の更なる増額を行った。</p> <p>(平成29年度実績) ・対象者数:43.6万人 ・給付額の増額 非課税世帯 全日制等(第1子) (国公立) 75,800円 (私立) 84,000円 【+16,300円】 【+16,800円】</p>	<p>前年度に引き続き、高等学校等就学支援金制度等については、着実に実施されるよう努めた。</p> <p>高校生等奨学給付金については、着実に事業を実施するとともに、非課税世帯における給付額の更なる増額を行った。</p> <p>(平成30年度実績) ・対象者数:41.3万人 ・給付額の増額 非課税世帯 全日制等(第1子) (国公立) 80,800円 (私立) 89,000円 【+5,000円】 【+5,000円】</p>	<p>高等学校等就学支援金制度等：370,835百万円</p> <p>高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度：13,279百万円</p>	<p>—</p>
<p>また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。</p>	<p>私立高等学校等の授業料の減免に係る予算としては、所要額を計上した。 また、私立専修学校高等課程が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援については、引き続き、特別交付税の措置を行った。</p>	<p>私立高等学校等の授業料の減免に係る予算としては、所要額を計上した。 また、私立専修学校高等課程が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援については、引き続き、特別交付税の措置を行った。</p>	<p>私立高等学校等の授業料減免：69百万円</p>	<p>—</p>
<p>そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。</p>	<p>東京学芸大学において、前年度に引き続き、附属学校や連携する小金井市、足立区等で、大学生による不登校傾向のある生徒の個別支援、放課後を利用した読み書き学習支援、ICTを利用した補充学習支援を実施し、これらのサービス・ラーニング実践を大学のカリキュラムへ位置つけた。 また、教員からの貧困に対する認識を明らかにしながら、平成28年度に開発した教員研修モデルを活用した教員研修の実施、校内支援体制・SSWの活用によるチームアプローチモデルの開発、ダイバーシティ教育プログラムの授業単元開発などを進めた。 さらに、平成28年度に開発した地域との連携協働による子供支援モデルを活用し、平成29年度には品川区と連携協定を締結した。その連携協定により、品川区の小学5年生のうち就学援助受給対象の全児童へ周知を行った上で、22名の児童へ学習支援を行った。学習支援を受けた児童の中から希望する児童に対し附属竹早中学校への特別連絡入試を実施し、4名の入学候補者を選考した。</p>	<p>東京学芸大学において、これまでの附属学校や連携協力校における実践研究に加え、子どもの状況に配慮した授業開発や教員研修、地域連携などを他の困難地域に展開し包括的支援モデルの検証を進めた。また、品川区との協定を基に、品川区の小学5年生の就学援助受給対象家庭の全児童への周知を行った上で23名の児童に学習支援を行い、昨年に引き続き4名が特別連絡進学により附属竹早中学校に進学した。進学した児童の就学に伴って生じる諸経費の軽減や、進学後の相談・学習支援も含め、多様性に開かれた附属学校の教育実践研究を推進した。更にこれらの実践研究を大学の教員・教育支援者養成に反映するため、学生のサービス・ラーニング実践のカリキュラムへの位置付けやテキスト及び映像教材のプロトタイプを作成を行った。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(特別支援教育に関する支援の充実)				
特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	引き続き、都道府県等が行う特別支援教育就学奨励事業について、国庫補助を実施した。	引き続き、左記取組を実施した。また、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の国庫補助対象限度額を拡充した。	特別支援教育就学奨励費：11,567百万円	—

(4)大学進学に対する教育機会の提供

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
------------	----------	----------	-----------	-----------

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)				
高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。	(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業については、平成29年度予算において、給付型奨学金を創設・先行実施するとともに、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の新規貸与人員44,000人増員、有利子奨学金の貸与人員81万5,000人(対前年度比2万9,000人減)とし、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速した。	(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業については、平成30年度予算において、給付型奨学金を本格実施するとともに、引き続き無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施し、新規貸与人員を44,000人増員する一方、有利子奨学金の貸与人員は75万7,000人(対前年度比5万8,000人減)とし、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速した。また、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料及び入学金の減免制度の創設及び(独)日本学生支援機構が実施する学資支給(給付型奨学金の支給)の拡充を行うための「大学等における修学の支援に関する法律案」を第198回国会に提出した。	大学等奨学金事業 給付型奨学金予算額：10,500百万円 無利子奨学金事業費：341,826百万円 ※一般会計95,779百万円 有利子奨学金事業費：677,143百万円 育英資金利子補給金：4百万円 返還免除等補助金：7,192百万円	—
また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。	引き続き、詳細な制度計画を進めるとともにシステムの開発・改修を行った	所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステムの開発・改修を行った	システム開発・改修費：774百万円	—
さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。	多様な財源を活用した宿舍整備については、各国立大学法人等を対象とした説明会で情報提供を行った。	引き続き、左記説明会で情報提供を行った。	—	—

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)				
意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、対前年度1,293百万円増の33,275百万円を確保した。 (平成29年度予算) ・減免対象人数：6.1万人	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、対前年度1,747百万円増の35,021百万円を確保した。 (平成30年度予算) ・減免対象人数：6.5万人	国立大学の授業料等の減免：35,021百万円	—
	私立大学の授業料等の減免に係る予算として、10,166百万円を確保した。 (平成29年度予算) ・減免対象人数：5.8万人	私立大学の授業料等の減免に係る予算として、13,000百万円を確保した。 (平成30年度予算) ・減免対象人数：7.1万人	私立大学の授業料等の減免：13,000百万円	—
	公立大学の授業料等の減免については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分が授業料免除に係る欠損分として考慮され、措置された。	公立大学の授業料等の減免については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の12%分が授業料免除に係る欠損分として考慮され、措置された。	公立大学の授業料等の減免：地方財政措置	—
	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、488百万円を確保した。 減免対象人数：0.2万人	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、511百万円を確保した。 減免対象人数：0.2万人	国立高等専門学校の授業料等の減免：511百万円	12百万円
また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。	専門学校生への経済的支援については、平成27年度予算から「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を実施しており、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果や効果的な修学支援の検証を行った。	引き続き、左記取組を実施した。	専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業：179百万円	—
	沖縄の子供たちが家庭の経済状況に関わらず進学する機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金を創設(平成30年度から実施)。	沖縄の子供たちが家庭の経済状況に関わらず進学する機会を得られるようにするとともに、沖縄経済を担う産業分野の人材育成にも資するよう、主として観光や情報通信分野の専門学校に進学した場合に経済的支援を行う沖縄独自の給付型奨学金を実施した。	沖縄独自の給付型奨学金事業費補助金：177百万円	—



(5)生活困窮者等への学習支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(生活困窮者等への学習支援)</b>				
生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業として、506自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象とした子どもの学習支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業として、536自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象とした子どもの学習支援事業が実施された。また、第196回国会で成立した改正生活困窮者自立支援法において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業:4,700百万円	—
また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。	児童養護施設等に入所する中学生に対して大学生や教員OB等による学習指導や、学習塾を利用した場合の月謝等の費用を児童入所施設措置費等に計上。また、27年度以前に実施していた「児童訪問援助事業」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施した。	引き続き、左記の取組を実施した。	児童入所措置費等: 126,647百万円の内数  子どもの生活・学習支援事業: 12,226百万円(母子家庭等対策総合支援事業費)の内数	—
そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る(再掲)。	1(1)(地域による学習支援)の再掲  図書館資源を活用した読書格差の解消に向けた活動を推進するため、困難を抱える親子等を対象としたブックリストや指導法の開発等を通じた読書機会の充実を図った。(事業創設:平成29年度)	引き続き、左記取組を実施した。	1(1)(地域による学習支援)の再掲  図書館資源を活用した困難地域等における読書・学習機会提供事業:31百万円(「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施)	—
また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲、1(4)の再掲  高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援の取組について、3団体においてモデル構築事業を行った。(事業創設:平成29年度)	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲、1(4)の再掲  高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援の取組について、6団体においてモデル構築事業を行った。(6団体のうち、平成30年度から事業を開始したのは3団体)	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲、1(4)の再掲  学びを通じたステップアップ支援促進事業: 25百万円(「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施)	—

(6)その他の教育支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(学生のネットワークの構築)</b>				
悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。	前年度に引き続き、大学の学生担当の教職員が集まる会議等の場で、周知を行い、各大学等の取組を促進した。	前年度に引き続き、取組を促進した。	—	—
<b>(夜間中学校の設置促進)</b>				
義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。	平成29年度予算(20百万円)を活用し、未設置の道県において夜間中学を新設するための準備に関する取組や課題について調査研究を行う委託事業を実施した(6県2市)。	平成30年度予算(36百万円)を活用し、教育機会確保法第15条に基づく設置・活用するための都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究を実施した(8府県)。夜間中学新設準備に係るニーズの把握や設置に向けた準備の在り方について調査研究を実施した(2県2市)。既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究を実施した(18市区)。	夜間中学における就学機会の提供推進:36百万円	—

(子供の食事・栄養状態の確保)				
生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。	教育扶助は、生活保護法第13条に基づき、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品・義務教育に伴って必要な通学用品・学校給食その他義務教育に伴って必要なものを支給するものであり、平成29年度、月平均で84,019世帯(確定値)に支給した。	教育扶助は、平成30年度、月平均で78,084世帯(概数)に支給した。(平成31年3月現在)	生活保護費負担金： 2,863,673百万円の内数	生活保護費負担金： 2,811,141百万円の内数
学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。	就学援助制度による学校給食費の補助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、学校給食の普及・充実に資するため、学校給食施設整備を実施する地方公共団体に対し、必要な経費の一部を補助した。また、児童生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校における食育を実施した。	引き続き、左記取組を実施した。	学校給食費の援助への補助： 1百万円  学校給食施設の整備に対する交付金：28,797百万円の内数	—

(多様な体験活動の機会の提供)				
独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。	ひとり親家庭や児童養護施設など、経済的に困難な状況にある子供を対象に「生活・自立支援キャンプ」を81事業実施し、1,735名が参加した。規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、青少年教育施設での集団宿泊体験や野外炊事・登山等の自然体験を実施した。さらに、「子どもゆめ基金」と連携して、引き続き周知を行った。また、児童養護施設・母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬を支給しており、8施設17名を支援した。	ひとり親家庭や児童養護施設など、経済的に困難な状況にある子供を対象に「生活・自立支援キャンプ」を82事業実施し、1,709名が参加した。規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、青少年教育施設での集団宿泊体験や野外炊事・登山等の自然体験を実施した。さらに、「子どもゆめ基金」と連携して、引き続き周知を行った。また、児童養護施設・母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬を支給しており、9施設27名を支援した。	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金： 8,720百万円の内数	—
また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。	困難な状況にある子供の体験活動や読書活動への助成申請が222件あった。このうち貧困対策に適合した申請を144件採択した。平成28年度に引き続き、「子どもゆめ基金ガイド」「募集案内」等広報冊子に取組を掲載し、経済的に困難な状況にある子供をより多く支援できるよう広報活動を行った。  ①広報冊子は左記の団体へ配布 ・全国社会福祉協議会、全国の母子寡婦連合会など貧困対策の関係団体 ・全国子ども会連合会、日本キャンプ協会等の青少年教育の関係団体 ・地方自治体 ・青少年教育施設・図書館等の関係施設 ②左記の募集説明会にて負担軽減措置をより具体的に説明 ・民間団体向けの説明会 ・地方自治体向けの説明会	困難な状況にある子供の体験活動や読書活動への助成申請が207件あった。このうち貧困対策に適合した申請を126件採択した。平成29年度に引き続き、「子どもゆめ基金ガイド」「募集案内」等広報冊子に取組を掲載し、経済的に困難な状況にある子供をより多く支援できるよう広報活動を行った。  ①広報冊子は次の団体へ配布 ・全国社会福祉協議会など貧困対策の関係団体 ・全国子ども会連合会、日本キャンプ協会等の青少年教育の関係団体 ・地方自治体 ・青少年教育施設・図書館等の関係施設 ②募集説明会にて負担軽減措置をより具体的に説明	独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金： 8,720百万円の内数	—

2. 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(保護者の自立支援)</b>				
複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として361の自治体において家計相談支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを引き続き実施した。	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(903自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として403の自治体において家計改善支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供などを引き続き実施した。	生活困窮者等に対する自立支援策：43,155百万円の内数	—
子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。	ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を引き続き推進した。また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する取組を引き続き実施した。	引き続き、左記の事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：12,226百万円の内数	—
また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を引き続き実施した。	引き続き、左記の事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：12,226百万円の内数	—
併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。	「ひとり親家庭等相談支援事業」、「ひとり親家庭情報交換事業」、家計管理に関する専門家による講習会及び高等学校卒業認定試験合格のための学習支援を包括的に支援する「ひとり親家庭等生活支援事業」について、引き続き実施した。	引き続き、左記の事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：12,226百万円の内数	—

<b>(保育等の確保)</b>				
就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。	「待機児童解消加速化プラン」に加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」を前倒しし、引き続き、保育の受け皿確保に取り組んできた。  企業主導型保育事業については、平成28年度から平成29年度において、7万人分の保育の受け皿確保に取り組んできた。	平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、引き続き保育の受け皿確保に取り組んできた。  企業主導型保育事業については、平成30年度においても、「子育て安心プラン」に基づき、新たに約3万人分の保育の受け皿確保に取り組んだ。	子どものための教育・保育給付交付金：897,724百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金：5,391百万円の内数 企業主導型保育事業：169,733百万円  保育所等整備交付金：66,371百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金：38,144百万円の内数	子どものための教育・保育給付費負担金：7,818百万円の内数  保育所等整備交付金：40,195百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金：11,055百万円の内数
平成29年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続し、運営費補助額の増額を行った。併せて、職員の経験等に応じた処遇改善を図ることで、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進した。  また、放課後子供教室については、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。	平成29年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続し、運営費補助額の増額を行った。併せて、職員の経験等に応じた処遇改善を図ることで、引き続き放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進した。  また、放課後子供教室については、引き続き左記の自治体の取組の支援を行った。	平成30年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、引き続き施設整備費の補助率高上げを継続し、運営費補助額の増額を行った。併せて、職員の経験等に応じた処遇改善を図ることで、引き続き放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進した。  また、放課後子供教室については、引き続き左記の自治体の取組の支援を行った。	子ども・子育て支援交付金：118,766百万円の内数 子ども・子育て支援整備交付金：16,830百万円の内数	—
【参考】 「放課後児童クラブ」(平成29年5月現在) ・実施か所数：24,573か所 ・登録児童数：1,171,162人 「放課後子供教室」(平成29年9月現在) ・実施か所数：17,615教室	【参考】 「放課後児童クラブ」(平成30年5月現在) ・実施か所数：25,328か所 ・登録児童数：1,234,366人 「放課後子供教室」(平成30年11月現在) ・実施か所数：18,749教室	【参考】 「放課後児童クラブ」(平成30年5月現在) ・実施か所数：25,328か所 ・登録児童数：1,234,366人 「放課後子供教室」(平成30年11月現在) ・実施か所数：18,749教室	地域学校協働活動推進事業：6,012百万円の内数	—

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。	平成27年度より延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、ひとり親家庭の利用等に関する特別の配慮を行った。	引き続き、左記の取組を実施した。	子ども・子育て支援交付金： 118,766百万円の内数	—
また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。	指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉などについて履修させることとした。	引き続き、左記の取組を実施した。	—	—

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
------------	----------	----------	-----------	-----------

(保護者の健康確保)				
家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。	「ひとり親家庭等相談支援事業」、「ひとり親家庭情報交換事業」、家計管理に関する専門家による講習会及び高等学校卒業認定試験合格のための学習支援を包括的に支援する「ひとり親家庭等生活支援事業」について、引き続き実施した。(再掲)	引き続き、左記の事業を実施した。(再掲)	母子家庭等対策総合支援事業費： 12,226百万円の内数	—
また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。	引き続き、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。あわせて、平成29年10月から「生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するワーキンググループ」を開催し、健康管理支援事業の対象者と支援方法等の具体的な内容について検討を行った。	引き続き、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。また、生活保護法を改正し、データに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防を行う「被保護者健康管理支援事業」を創設した(福祉事務所の必須事業として、令和3年1月施行予定)。	生活保護適正化等事業： 17,110百万円の内数	生活保護適正化等事業： 18,709百万円の内数
全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う。乳児家庭全戸訪問事業に対して財政支援を行った。	引き続き、左記の事業を実施した。	子ども・子育て支援交付金： 118,766百万円の内数	—
また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるため支援を行う、養育支援訪問事業に対して財政支援を行った。	引き続き、左記の事業を実施した。	子ども・子育て支援交付金： 118,766百万円の内数	—

(母子生活支援施設等の活用)				
専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。	平成28年度より実施の「養育費等支援事業」により、弁護士による離婚前、離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談や、養育費に関する専門知識を有する相談員配置、また、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を引き続き実施した。	引き続き、左記取組を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費： 12,226百万円の内数	—

(2)子供の生活支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
------------	----------	----------	-----------	-----------

(児童養護施設等の退所児童等の支援)				
自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。	平成28年の通常国会で成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)により、平成29年度から、自立援助ホームの対象者を、大学等就学中の者については22歳の年度末まで延長するとともに、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業等に要する費用を補助する「社会的養護自立支援事業」を創設(「退所児童等アフターケア事業」は本事業に統合)。 また、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を引き続き全都道府県で実施した。	引き続き、左記の事業を実施した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業： 15,870百万円の内数	自立支援資金貸付事業費： 2,027百万円の内数
また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。	施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする「身元保証人確保対策事業」を78自治体で実施するとともに、平成29年度の全国児童福祉主管課長会議において本事業を含む「社会的養護自立支援事業等」の積極的な実施を要請した。	引き続き、左記の取組を実施した。 なお、事業実施自治体は80か所(見込み)。	児童虐待・DV対策等総合支援事業： 15,870百万円の内数	—

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(食育の推進に関する支援)</b>				
乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。 このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。	引き続き、「健やか親子21(第2次)」の趣旨や内容を踏まえた取組を推進した。	引き続き、左記の取組を推進した。	食育関連予算:20百万	—
また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。	平成29年10・11月に全国の児童福祉施設の給食関係者を対象としたブロック別研修会を開催し、「保育所保育指針」の改定を踏まえた児童福祉施設における食育の計画の見直しや、子供の健やかな発育・発達を食から支援するための方策について周知を行った。	平成30年10月から11月にかけて全国の児童福祉施設の給食関係者を対象としたブロック別研修会を計4回開催し、「保育所保育指針」の改定を踏まえた児童福祉施設における食育の計画の見直しや、子供の健やかな発育・発達を食から支援するための方策について周知を行った。	—	—
なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。	保育所等において、食育の推進のために、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食育の計画を作成し、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図った。 また、「第3次食育推進基本計画」を踏まえた改定保育所保育指針(平成30年4月適用)に基づき、保育所等における食育を推進するために、食育の計画の見直しや、多様な暮らしに対応した食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進、地方公共団体や教育関係者等の多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進を図るよう周知を行った。	引き続き、左記の取組を実施した。	—	—
また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。	児童養護施設等の小規模化等による家庭的養護の促進や運営指針の活用等を通じ、子どもが発達段階に応じて食習慣を身につけられるよう食育を推進した。	引き続き、左記の取組を実施した。	—	—
<b>(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)</b>				
生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として506の自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援事業等が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(903自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として536の自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援事業等が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供等を引き続き実施した。	生活困窮者等に対する自立支援策:43,155百万円の内数 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業:4,700百万円	—
なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。	上記学習支援事業については、地域の実情に応じ、食育等の取組も含めて実施された。  全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置を実施した。  【参考】(平成30年3月現在) ・支援員の配置 114人 ・子供の居場所の運営支援 131箇所	引き続き、左記の取組を実施するとともに、第196回国会で成立した改正生活困窮者自立支援法において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。  沖縄の子供の貧困対策の重要性に鑑み、引き続き左記取組を実施した。  【参考】(平成31年3月現在) ・支援員の配置 117人 ・子供の居場所の運営支援 144箇所	—	—
			沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金:1,202百万円	—

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する(再掲)。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する(再掲)。	「待機児童解消加速化プラン」に加え、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」を前倒しし、引き続き、保育の受け皿確保に取り組んできた。(再掲)	平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、引き続き保育の受け皿確保に取り組んできた。(再掲)	子どものための教育・保育給付交付金: 897,724百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金: 5,391百万円の内数 企業主導型保育事業: 169,733百万円	保育所等整備交付金: 40,195百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金: 11,055百万円の内数	
	企業主導型保育事業については、平成28年度から平成29年度において、7万人分の保育の受け皿確保に取り組んできた。(再掲)	企業主導型保育事業については、平成30年度においても、「子育て安心プラン」に基づき、新たに約3万人分の保育の受け皿確保に取り組んだ。(再掲)	保育所等整備交付金: 66,371百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金: 38,144百万円の内数		
	平成29年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率向上を継続し、運営費補助額の増額を行った。併せて、職員の経験等に応じた処遇改善を図ることで、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進した。(再掲)  また、放課後子供教室については、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。(再掲)  【参考】 「放課後児童クラブ」(平成29年5月現在) ・実施か所数: 24,573か所 ・登録児童数: 1,171,162人 「放課後子供教室」(平成29年9月現在) ・実施か所数: 17,615教室	平成30年度の放課後児童クラブ関係予算では、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、引き続き施設整備費の補助率向上を継続し、運営費補助額の増額を行った。併せて、職員の経験等に応じた処遇改善を図ることで、引き続き放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進した。(再掲)  また、放課後子供教室については、引き続き左記の自治体の取組の支援を行った。(再掲)  【参考】 「放課後児童クラブ」(平成30年5月現在) ・実施か所数: 25,328か所 ・登録児童数: 1,234,366人 「放課後子供教室」(平成30年11月現在) ・実施か所数: 18,749教室	子ども・子育て支援交付金: 118,766百万円の内数 子ども・子育て支援整備交付金: 16,830百万円の内数		—
ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する(再掲)。	平成27年度より延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。(再掲)	引き続き、左記の取組を実施した。(再掲)	子ども・子育て支援交付金: 118,766百万円の内数	—	

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(関係機関の連携)</b>				
困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。	生活困窮者自立支援法の効果的な実施に向けて、関係機関との連携方法等を示した連携通知が機能するよう、取組事例や取組のポイントを周知するなど、関係機関が連携した支援の取組を推進した。	第196回国会で成立した改正生活困窮者自立支援法の内容を踏まえ、左記の連携通知を改正し、児童福祉部局、労働部局、教育機関等との連携を強化した。	生活困窮者等に対する自立支援策: 43,155百万円の内数	—

(4) 子供の就労支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)</b>				
母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。	都道府県・指定都市・中核市及び一般市等が実施主体となり、ひとり家庭の親及び児童等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を引き続き実施した。	引き続き、左記の事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業費：12,226百万円の内数	母子家庭等対策総合支援事業費：4,469百万円の内数
また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する(再掲)。	平成28年の通常国会で成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)により、平成29年度から、自立援助ホームの対象者を、大学等就学中の者については22歳の年度末まで延長するとともに、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業等に要する費用を補助する「社会的養護自立支援事業」を創設(「退所児童等アフターケア事業」は本事業に統合)。 また、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を引き続き全都道府県で実施した。(再掲)	引き続き、左記の事業を実施した。(再掲)	児童虐待・DV対策等総合支援事業：15,870百万円の内数	自立支援資金貸付事業費：2,027百万円の内数
<b>(親の支援のない子供等への就労支援)</b>				
新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。	新卒応援ハローワーク等に学卒ジョブサポーターを配置し、きめ細かな就職支援を行う「新卒者等に対する就職支援事業」、わかものハローワーク等を拠点として担当者制による個別支援を行う「ハローワーク等におけるフリーター等の支援事業」及び都道府県と連携して若者への就職関連サービスをワンストップで提供する「ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就労支援に係る経費：8,901百万円の内数 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施に係る経費：1,238百万円の内数	—
<b>(定時制高校に通学する子供の就労支援)</b>				
ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。	「新卒者等に対する就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就労支援に係る経費：8,901百万円の内数	—
<b>(高校中退者等への就労支援)</b>				
ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。	「新卒者等に対する就職支援事業」、「ハローワークにおけるフリーター等の支援事業」及び「ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就労支援に係る経費：8,901百万円の内数 ハローワーク等におけるフリーター等の支援に係る経費：4,296百万円の内数 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施に係る経費：1,238百万円の内数	—
	地域若者サポートステーションにおいてハローワークや学校等と連携し、中退者情報の共有等を行った。	引き続き、左記事業を実施した。	若者職業的自立支援推進事業：3,946百万円	—

(5) 支援する人員の確保等

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)</b>				
社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。	平成28年度に引き続き、児童養護施設等における職員配置の改善や民間児童養護施設等の職員給与の改善を実施した。また、平成29年度に、民間の児童養護施設職員等について2%相当の処遇改善に加え、①虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、②職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施した。さらに、里親委託推進について自治体が行う先進的な取組を周知するとともに、定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置した。(420か所)	引き続き、左記の取組を実施した。なお、里親支援専門相談員を配置している児童養護施設及び乳児院の数は454か所。	児童入所措置費等：126,647百万円の内数	—
併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。	「里親制度等広報啓発事業」を実施し、毎年10月に実施している里親月間を中心に、里親への理解を促すポスター及びリーフレットの作成・配布やインターネット広告及び新聞広告を活用して、制度の広報啓発を行った。	引き続き、左記の事業を実施した。	里親制度等広報啓発事業：60百万円	—
また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。	平成30年2月に児童相談所全国共通ダイヤル(189)の発信者の利便性向上のため、携帯電話等から発信した場合、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンター方式を導入した。また、平成29年4月から義務化された児童福祉司等の研修の実施、弁護士配置等の法的機能強化など、児童相談所等の専門性の確保・向上等を図ることによる相談体制の強化をはじめ、必要な予算を確保した。さらに、平成28年4月に策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員を計画的に実施できるよう、自治体等に働きかけをしている。	引き続き、児童相談所全国共通ダイヤル(189)をコールセンター方式にて実施するための予算を確保した。また、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(以下「新プラン」という。)を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど児童相談所と市町村の体制と専門性の強化を図ることとした。平成31年3月には、体罰禁止の法定化、躊躇なく一時保護に踏み切れるよう、一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化を内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	児童相談所全国共通ダイヤル(189)コールセンター化：264百万円 児童虐待・DV対策等総合支援事業：15,870百万円の内数	—
<b>(相談職員の資質向上)</b>				
ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。	平成28年度より実施の「相談関係職員研修支援事業」を引き続き実施し、都道府県等において、母子・父子自立支援員等の相談関係職員を対象として、自ら研修会等を開催したほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより研修機会を確保した。また、研修会の場面において、事例を交えての検討を行うなど、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談支援を行う人材の確保や資質の向上を図った。  平成29年8月に生活保護担当ケースワーカーの資質の向上を図るため、「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」を開催した。  平成29年11月に生活保護就労支援員等に対して、生活保護就労支援員の資質の向上を図るため、「生活保護就労支援員全国研修会」を開催した。	引き続き、左記取組を実施した。  平成30年8月に左記の研修会を開催した。  平成30年11月に左記の研修会を開催した。	母子家庭等対策総合支援事業費：12,226百万円の内数  被保護者就労準備支援等事業費：3,050百万円の内数	—  被保護者就労準備支援等事業費：3,050百万円の内数
また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。	自立相談支援事業の研修に加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施した。	引き続き、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施した。	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業：60百万円	—
さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため、思春期精神保健研修を行う。	平成30年1月及び2月に医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に思春期精神保健研修を行い、専門家の養成を図った。	平成30年10月、11月及び平成31年1月に医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に思春期精神保健研修を行い、専門家の養成を図った。	PTSD・思春期精神保健対策事業費：14百万円の内数	—



(6)その他の生活支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(妊娠期からの切れ目ない支援等)</b>				
<p>家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。</p>	<p>子育て世代包括支援センターの平成28年度の実績事例集や業務ガイドラインを作成し、未実施の市区町村における事業展開の推進を図り、同センターを実施する市区町村数を525市区町村まで増やした。また、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施した。</p>	<p>子育て世代包括支援センターの運営費や開設準備経費等の補助を引き続き実施し、事業展開の推進を図り、同センターを実施する市区町村数を761市区町村まで増やした。また、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施した。</p>	<p>【子育て世代包括支援センターの整備】 子ども・子育て支援交付金(利用者支援事業): 118,766百万円の内数</p> <p>【産前・産後サポート事業、産後ケア事業等】 母子保健衛生費国庫補助金: 21,465百万円の内数</p>	<p>—</p>
<p>また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う(再掲)。</p>	<p>引き続き、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。あわせて、平成29年10月から「生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するワーキンググループ」を開催し、健康管理支援事業の対象者と支援方法等の具体的な内容について検討を行った。(再掲)</p>	<p>引き続き、生活保護受給者の生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。また、生活保護法を改正し、データに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防を行う「被保護者健康管理支援事業」を創設した(福祉事務所の必須事業として、令和3年1月施行予定)(再掲)。</p>	<p>生活保護適正化等事業: 17,110百万円の内数</p>	<p>生活保護適正化等事業: 18,709百万円の内数</p>
<b>(住宅支援)</b>				
<p>母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。</p>	<p>公営住宅においては、母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、優先入居の取り扱いを引き続き実施した。地域優良賃貸住宅においては、多子世帯等が入居する際の家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を引き続き実施した。また、平成29年度に、民間賃貸住宅や空き家を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修や居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動の取組等に対する支援を実施した。</p>	<p>公営住宅においては、母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、優先入居の取り扱いを引き続き実施した。地域優良賃貸住宅においては、多子世帯等が入居する際の家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を引き続き実施した。また、民間賃貸住宅や空き家を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度において、住宅の改修工事費に対する支援や、居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動に対する支援を実施した。</p>	<p>社会資本整備総合交付金等の内数 スマートウェルネス住宅等推進事業: 30,500百万円の内数 重層的住宅セーフティネット構築支援事業:650百万円の内数</p>	<p>—</p>
<p>母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要ない資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。</p>	<p>平成28年4月1日より、母子福祉資金貸付金等の利率を1.5%から1%に引き下げ、住宅資金及び転宅資金の貸付けを引き続き実施した。</p>	<p>引き続き、左記の貸付を実施した。</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金: 3,196百万円</p>	<p>—</p>
<p>また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(902自治体)全てにおいて住居確保給付金の支給が実施された。</p>	<p>引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、福祉事務所設置自治体(903自治体)全てにおいて住居確保給付金の支給を実施した。</p>	<p>生活困窮者等に対する自立支援策: 43,155百万円の内数</p>	<p>—</p>

3. 保護者に対する就労の支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額	
<b>(親の就労支援)</b>					
<p>子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う(再掲)。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。</p>	<p>ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を引き続き推進した。</p> <p>また、児童扶養手当の現況届の提出時期等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する取組を引き続き実施した。</p>	<p>引き続き、左記の事業を実施した。</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費： 12,226百万円の内数</p>	<p>—</p>	
<p>高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。</p>	<p>高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を実施することで、ひとり親家庭の母又は父が就職を容易とし、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進することで、ひとり親家庭の自立に向けた支援を引き続き実施した。</p> <p>母子家庭の母等を含めた離職中の方が(再)就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。</p> <p>また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、短時間の訓練コースの設定や託児サービス付き訓練コースの設定を行った。</p> <p>また、母子家庭の母等について、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)及び特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)など各種雇用関係助成金の活用を推進した。</p> <p>(トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)支給件数: 20,349件の内数) (特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)支給件数: 146,571件の内数)</p>	<p>高等職業訓練促進給付金事業について、准看護師資格取得後、引き続き正看護師資格取得を目指し、修学を行う者に対しても支給を可能とするよう制度を拡充し、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実を図った。</p> <p>また、補正予算を計上し、引き続きひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の継続を図った。</p> <p>母子家庭の母等を含めた離職中の方が(再)就職に必要な技能及び知識を習得するため、引き続き職業訓練を実施した。</p> <p>また、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、引き続き短時間の訓練コースの設定や託児サービス付き訓練コースの設定を行った。</p> <p>また、引き続き、母子家庭の母等について、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)及び特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)など各種雇用関係助成金の活用を推進した。</p> <p>(トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)支給件数: 16,458件の内数) (特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)支給件数: 147,413件の内数)</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費： 12,226百万円の内数</p> <p>公的職業訓練関連予算： 81,834百万円の内数</p> <p>トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)： 2,365百万円の内数</p> <p>特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)： 46,794百万円の内数</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費： 4,469百万円の内数</p>	
<p>生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。</p>	<p>就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援又は就労の準備段階の支援等を実施した。取組の更なる推進のため、ブロック会議や研修会等の開催、取組事例の情報提供等を実施した。</p> <p>(支援対象者数 生活困窮者: 28,173人 生活保護受給者: 118,081人) また、就労自立給付金は11,450件、就労活動促進費は449件支給した。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施した。</p> <p>(支援対象者数 生活困窮者: 集計中 生活保護受給者: 集計中) (就労自立給付金支給件数 集計中) (就労活動促進費支給件数 集計中)</p>	<p>生活困窮者等に対する自立支援策： 43,155百万円の内数</p> <p>生活保護受給者等に対する自立支援策： 生活保護費負担金： 2,863,673百万円の内数</p>	<p>生活保護受給者等に対する自立支援策： 生活保護費負担金： 2,811,141百万円の内数</p>	
<b>(親の学び直しの支援)</b>					
<p>自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。</p>	<p>自立支援教育訓練給付金事業について、雇用保険の一般教育訓練給付金(受講費用の2割相当額 上限10万円)の支給を受けることができるひとり親に対しても、受講費用の6割(上限20万円)との差額を支給できるよう拡充した。</p> <p>また、引き続き「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施した。</p> <p>生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給できることとしている。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施した。</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費： 12,226百万円の内数</p>	<p>—</p>	
<b>(就労機会の確保)</b>	<p>ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。</p>	<p>在宅就業希望者等に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウを習得するための支援等を行う在宅就業コーディネーターを自治体に配置し、自営型の在宅就業や企業での雇用への移行を支援する「在宅就業推進事業」を引き続き実施した。</p> <p>また、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達については、予算の適正な使用に留意しつつ、引き続き実施した。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施した。</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費： 12,226百万円の内数</p>	<p>—</p>

4. 経済的支援

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<b>(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)</b>				
児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。	平成26年度に行った児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直しについて、引き続き、事務の円滑な履行に努めた。	引き続き、事務の円滑な履行に努めた。  ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図るため、児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直すこと等を内容とする関連法案が平成30年度通常国会において成立した。  平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果等を踏まえ、平成30年8月分から、児童扶養手当の全部支給所得制限限度額を130万円から160万円(扶養親族等の数が一人の場合)に上げた。	児童扶養手当:171,087百万円	—
<b>(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)</b>				
ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。	ひとり親家庭に対する支援の検討に資するため、諸外国におけるひとり親家庭の経済的支援に関する調査研究や、面会交流を支援する民間団体の実態調査を行った。	ひとり親家庭に対する支援の検討に資するため、親子の面会交流に関する相談支援の充実に向けた調査研究を行った。 また、母子・父子自立支援プログラム策定事業における実態調査を実施することで、効果的な就業支援が出来ているケースの洗い出し等を行い、適切な策定員の任用条件及び相談手法等について把握し、今後の施策の検討に用いた。	保健福祉調査委託費:87百万円	—
<b>(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)</b>				
母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。	父子福祉資金の貸付事務等の円滑な履行に努めた。	引き続き、父子福祉資金の貸付事務等の円滑な履行に努めた。	母子父子寡婦福祉資金貸付金:3,196百万円	—
<b>(教育扶助の支給方法)</b>				
生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。	教育扶助の支給については、生活保護法第32条により、本人や親権者等のほか学校の長に対しても交付することが可能であり、主として学校給食費について実施している。	引き続き、左記の取組を実施した。	—	—
<b>(生活保護世帯の子供の進学時の支援)</b>				
生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学審査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。	引き続き、 ・生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際に、入学料、入学審査料等を支給する ・学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とする ・生活保護世帯の受けた奨学金等の収入認定除外の対象として新たに、就労や早期の保護脱却に資する経費(例:大学入学料等)を追加する ・児童福祉施設を退所した子供が生活保護世帯に転入した場合において、入所中に積み立てた児童手当積立金について、子供の保護脱却に資する目的等(例:大学入学料等)に充てられる場合(将来予定されている目的も含む。)に、収入として認定せず、預貯金の保有を認める 取組を実施するとともに、 平成29年4月より以下の三つの取組を新たに実施した。 ①大学で就学する場合の世帯分離について、実施要領に記載されている貸与金を受けて大学で就学する場合だけでなく、給付型奨学金を受けて大学で就学する場合及び大学等による奨学金を受けている場合においても認めることとした。 ②学資保険の取扱いについて、保護申請時において学資保険に加入している場合、満期保険金の受け取り年齢が15歳又は18歳であることが保有容認の要件となっていたが、学資保険の満期年齢が18歳未満であっても、就学費用に充てられる場合があり、学資に充てられる事も想定されることから、実態に即して満期保険金の受け取り年齢が18歳以下の場合、その保有を認めることとした。 ③高校就学中の者が留年した場合については、高等学校等就学費の給付期間が原則としてその学校における正規の就学年月数とされていることから、留年中の期間については、原則として給付対象外としていたが、留年期間中に経済的な負担が重く、退学を余儀なくされるケースもあることから、当該被保護者が親の看護等真にやむを得ない事情によって留年し、引き続き高等学校へ就学する事が確実に世帯の自立助長に資すると見込まれる場合に、1年に限り留年期間中も高等学校等就学費を支給することとした。	引き続き、左記の取組を実施するとともに、平成30年6月に改正生活保護法が施行され、大学等へ進学する生活保護世帯の子供に対して進学準備のための一時金として進学準備給付金を支給することとした。 また、平成30年4月より、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居している場合は、大学等に通学している間に限り、進学している者も含めた人員により住宅扶助の限度額を適用して差し支えない旨の措置を講じたこととした。 また、平成30年10月より、高等学校等の入学審査料の支給回数を1回限りの取扱いから原則2回までとし、さらに、二次募集を受験するなどやむを得ない理由がある場合は、必要最小限度の回数の給付を認めて差し支えないこととした。	—	—

(養育費の確保に関する支援)				
<p>両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。</p>	<p>自治体の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による養育費取得のための取決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施した。また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、家庭裁判所等への同行支援のほか、講習会等を実施した。</p> <p>さらに、厚生労働省が民間団体に委託して行う養育費相談支援センターにおいては、母子家庭等からの養育費に関する相談や自治体の相談対応職員に対する研修等を実施した。</p> <p>【養育費相談支援センターの実績】            ・相談件数: 7,780件            ・全国研修会: 1回、地域研修会: 8回</p>	<p>引き続き、左記の取組の推進を図った。</p> <p>【養育費相談支援センターの実績】            ・相談件数: 7,516件            ・全国研修会: 1回、地域研修会: 8回</p>	<p>母子家庭等対策総合支援事業費: 12,226百万円の内数            養育費確保支援事業委託費: 56百万円</p>	—
	<p>養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を含む)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を行った。</p>	<p>成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が成立したことを受け、養育費の支払終期は必ずしも成年に達した時ではなく、子が未成熟であるうちは支払われなければならないことを明らかにするための改訂を行った。</p>	<p>養育費等の取決め関係パンフレット印刷費等: 5百万円</p>	—

**5. その他**

大綱に記載の重点施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
<p>(国際化社会への対応)</p> <p>国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。</p>	<p>平成29年度「世界青年の船」事業において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し、参加費の免除申請制度を実施した。(対象者: 14名)</p>	<p>明治150年記念「世界青年の船」事業において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し、参加費の免除申請制度を実施した。(対象者11名)</p>	<p>「世界青年の船」事業: 498百万円の内数</p>	—

### Ⅲ 子供の貧困に関する調査研究等

#### 1. 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

大綱に記載の施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。 また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。	子供たちが置かれている貧困の状況及び実際に行われている各種の支援の実態を把握するため、地域における子供の貧困対策の実施状況及び実施体制についてアンケート調査を実施し、現状の把握・分析を行った。また、ヒアリングにより、地域ごとの実態に即した特色や工夫のある取組を実施する地方自治体にヒアリングを行い、対象自治体における子供の貧困対策の施策体系や施策の効果等について、分析を行った。	全国各地で子供の貧困に関する支援活動を行っている団体における運営状況、活動実施状況、連携状況等を明らかにするため、アンケート調査を行い、約500の団体から回答を得て、分析を行った。また、アンケート調査の結果を踏まえ、ヒアリングにより、団体の運営ノウハウ等が他の団体の活動の際に参考になるような好事例を収集した。	子供の貧困対策調査研究費： 23百万円	—
	ひとり親家庭に対する支援の検討に資するため、諸外国におけるひとり親家庭の経済的支援に関する調査研究や、面会交流を支援する民間団体の実態調査を行った。	ひとり親家庭に対する支援の検討に資するため、親子の面会交流に関する相談支援の充実に向けた調査研究を行った。 また、母子・父子自立支援プログラム策定事業における実態調査を実施することで、効果的な就業支援が出来ているケースの洗い出し等を行い、適切な策定員の任用条件及び相談手法等について把握し、今後の施策の検討に用いた。	保健福祉調査委託費： 87百万円	—

#### 2. 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

大綱に記載の施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。	平成29年3月に整理した指標見直しに当たっての一定の方向性に基づき、新たな指標の例について、子供の貧困対策に関する有識者会議等の場でモニターできるように、推移の把握に努めたほか、自治体に対するアンケート調査において、地域における指標の設定状況等について調査した。	引き続き、新たな指標の例について推移の把握に努めた。 また、平成30年11月に子どもの貧困対策会議において、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議において幅広く意見を聴取することが決定されたことを踏まえ、指標も含め、子供の貧困対策に関する有識者会議において議論を行うこととした。	子供の貧困対策調査研究費： 23百万円	—

#### 3. 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

大綱に記載の施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。 また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。	「子ども食堂」のノウハウの共有や先進事例の紹介等を関係者が行うイベントなどに職員を派遣し、行政説明や意見交換等を行い、草の根で子供たちを支援するNPO等の民間団体や地域の方々の理解と協力が得られるように努めた。また、地方公共団体に対しても、職員を派遣し、子供の貧困対策担当者に事務説明を行う等により、都道府県における子供の貧困対策計画の策定状況の把握に努めた。これに加え、ヒアリング調査の結果を事例集としてまとめ、地方公共団体に対して周知した。 また、地域における「家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所」を提供することに対する支援について、各府省、各地方公共団体の支援実施状況を調査し、公表した。	引き続き、関係イベント等や地方公共団体へ職員を派遣し、行政説明や意見交換等を行った。 また、30年度も地域における「家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所」を提供することに対する支援について、各府省、各地方公共団体の支援実施状況を調査し、公表した。	子供の貧困対策調査研究費： 23百万円	—

## IV 施策の推進体制等

### 1. 国における推進体制

大綱に記載の施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。	子どもの貧困対策会議において、子供の未来応援国民運動について、平成29年10月に国民運動推進事務局の構成を変更し「未来応援ネットワーク事業」の継続・充実に取り組むこと等、引き続き国民運動を強力に推進することにつき、了承された。また、引き続き、「子供の貧困対策に関する有識者会議」を2回開催し、施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を行った。	平成30年11月に子どもの貧困対策会議において、平成31年度(令和元年度)内を目的に、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の案を作成すること、及び新たな大綱案の作成に当たっては「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取すること、を決定した。「子供の貧困対策に関する有識者会議」はそれまでに3回開催し、施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を行っていたが、当該決定を受け、新たな大綱の作成に向け、外部有識者からのヒアリング等も実施しながら、有識者会議として新たな大綱の基本的な方向性に関する意見を取りまとめるべく、3回会議を開催し、議論を行った。	子供の貧困対策会議費：7百万円	—

### 2. 地域における施策推進への支援

大綱に記載の施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。	「地域子供の未来応援交付金」を、129自治体に交付し、引き続き地域における子供の貧困対策の推進を支援した。加えて、地方公共団体等からの要望も踏まえ、居場所づくりや相談窓口の設置等子供や家族の支援に直接つながる事業と、関係行政機関(子供の貧困担当部署、教育・福祉部門等)とNPO等の民間団体の連携体制の整備を一体的に実施することを可能とするなど、より効果的な事業となるよう見直しを行った。また、青少年育成支援分野においても、「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」及び各種研修を実施し、地域の実情に応じた支援ネットワークの整備を図った。	「地域子供の未来応援交付金」を、130自治体に交付し、引き続き地域における子供の貧困対策の推進を支援した。加えて、地方公共団体等からの要望も踏まえ、地域における子供の貧困対策が安定的に推進されるよう、当初予算化を実現した。青少年育成支援分野において、引き続き左記取組を実施し、地域の実情に応じた支援ネットワークの整備を図った。	地域子供の未来応援交付金：151百万円 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業：49百万円 地域における若者支援に当たる人材養成：32百万円	地域子供の未来応援交付金：255百万円

### 3. 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

大綱に記載の施策	29年度実施状況	30年度実施状況	30年度当初予算額	30年度補正予算額
子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。	引き続き、平成27年10月に始動した「子供の未来応援国民運動」を推進した。「子供の未来応援基金」については、平成29年10月に行った第2回公募に申請のあった352団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て79団体を選定し、平成30年1月に支援金の交付が決定された。また、支援を必要とするNPO等団体とこうした団体に対する支援を希望する企業等とのマッチングを推進するため、企業、NPO等団体、市民、自治体等が一堂に会して、子供の貧困対策に係る情報や認識の共有を図るとともに、各主体が連携を行うきっかけとなるよう、全国各地で「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」を開催した。さらに、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」や、支援リソースと支援ニーズの双方を掲載し相互に検索できるマッチングサイトを通じて、引き続きマッチングを推進した。平成27年度に開設した支援情報ポータルサイトについては、より多くの国民に必要な情報が届くよう検索方法を改修し、ユーザビリティの向上を図った。	引き続き、左記国民運動を推進した。「子供の未来応援基金」については、平成30年8月に行った第3回公募に申請のあった358団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、71団体を選定し、平成31年1月に支援金の交付が決定された。また、企業が自社のリソースに合った方法で基金に協力できるよう、寄付型自動販売機などの寄付メニューを新設した。既存の寄付メニューについても業界を広げて企業の国民運動への協力を呼び掛け、基金への協力企業の増加を図った。30年度も引き続き、全国4か所で「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」を開催するとともに、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を通じてマッチングを推進し、好事例の横展開を目的とした情報発信を行った。	官公民の連携プロジェクト・国民運動展開：124百万円	—